

国地契第72号  
国官技第303号  
国営整第173号  
平成20年3月24日

各地方整備局総務部長 あて  
企画部長  
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部整備課長

平成20年度及び平成21年度の建設コンサルタント業務等に対する  
政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成20年1月25日財務省告示第20号）が告示され、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の各号に掲げる通知の規定中「7,200万円」を「7,900万円」に改める。

- 一 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）記1
- 二 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第1

37号) 記1

三 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号) 記1

四 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号) 記1

五 「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」(平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号) 記1①及び②

#### 附則

この通達による改正後の各規定は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する。

○公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（抄）  
（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>1 対象業務<br/>本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>7,900万円</u>以上のものとする。<br/>ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>7,900万円</u>以上のものとする。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別添 （略）</p> | <p>1 対象業務<br/>本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>7,200万円</u>以上のものとする。<br/>ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>7,200万円</u>以上のものとする。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別添 （略）</p> |

○公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（抄）  
 （平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が7,900万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2～17 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1～別記様式5 （略）</p> | <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が7,200万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2～17 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1～別記様式5 （略）</p> |

○簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（抄）  
 （平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上 <u>7,900万円</u>未滿のものとする。<br/>                     ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上 <u>7,900万円</u>未滿のものとする。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別添 （略）</p> | <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上 <u>7,200万円</u>未滿のものとする。<br/>                     ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上 <u>7,200万円</u>未滿のものとする。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別添 （略）</p> |

○簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（抄）  
 （平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>7,900万円</u>未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2～12 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1 （略）</p> | <p>1 対象業務<br/>                     本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>7,200万円</u>未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。</p> <p>2～12 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1 （略）</p> |

○随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について（抄）  
 （平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1. 対象業務と入札・契約の方式について</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が7,900万円以上の協定対象特定業務（特定業務であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）付属書I日本国の付表4に掲げるサービス（当該付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。以下同じ。）については、公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,900万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ハ （略）</p> <p>② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が7,900万円以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,900万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続</p> <p>ハ （略）</p> <p>2、3 （略）</p> | <p>1. 対象業務と入札・契約の方式について</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が7,200万円以上の協定対象特定業務（特定業務であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）付属書I日本国の付表4に掲げるサービス（当該付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。以下同じ。）については、公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ハ （略）</p> <p>② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が7,200万円以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続</p> <p>ハ （略）</p> <p>2、3 （略）</p> |